

藤枝地域安全



NEWS

119

封筒で届く サギの手紙



法務管理局委託 督促状

R2年6月〇日

参与員 ■■■■

督促番号 あ 111

この度、ご通達いたしましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、裁判所に訴状が提出されましたことをご通知いたします。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち会いのもと、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いいたします。

東京法務管理局

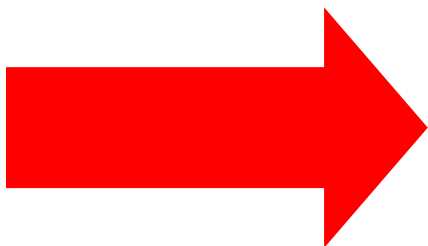
最終取り下げ期日 令和2年6月〇日

お問い合わせ窓口 03-■■■■■■■■

東京都千代田区霞が関 1-2-1 受付時間 9:00~20:00

注意 お車での来庁はお控えください。駐車場は使用できません。

ハガキによる督促は詐欺です 法務局から通達がハガキで届くことは御座いません。



絶対に連絡しないで

事件事故の届出・相談は、藤枝警察署 (054) 641-0110 へ!